○鯖江広域衛生施設組合廃棄物処理場の 設置および管理に関する条例

昭和 58 年 5 月 26 日 条 例 第 25 号

改正 昭和60年 8月 5日条例第3号 平成 4年 8月 1日条例第2号 平成 7年 9月13日条例第5号 平成17年 2月 1日条例第2号 平成25年 2月25日条例第2号

平成 2年 3月 5日条例第2号 平成 7年 3月 2日条例第1号 平成 8年 2月29日条例第1号 平成18年 1月31日条例第1号 令和 6年 2月22日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物処理場(以下「処理場」という。)の設置および管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称および位置)

第2条 処理場の名称および位置は、次のとおりとする。

位 置 鯖江市西番町第 15 号 30 番地

施設の種類

し尿処理施設

ごみ焼却施設

粗大ごみ処理施設

汚泥処理施設

資源物施設

再利用品保管施設

(2) 名 称 一般廃棄物最終処分場(夢の杜おた)

位 置 丹生郡越前町平等 126 字 37-2 番地

(職員)

第3条 処理場に所長およびその他必要な職員を置く。

(技術管理者)

第4条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第21条第3項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、 次のとおりとする。

- (1) 技術士法 (昭和58年法律第25号) 第2条第1項に規定する技術士(化 学部門、水道部門または衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限 る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)で あって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有す るもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。 次号において同じ。) または旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大 学の理学、薬学、工学もしくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に 基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)もしくは化学工学 に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の 実務に従事した経験を有するもの
- (5) 学校教育法に基づく大学または旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工 学、農学もしくはこれらに相当する過程において衛生工学もしくは化学工 学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関 する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学もしくは高等専門学校または旧専門学校令 (明治 36 年勅令第 61 号) に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学も しくはこれらに相当する過程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専 門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)もしくは化学工学に関 する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学もしくは高等専門学校または旧専門学校令 に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学もしくはこれらに相当する過 程において衛生工学もしくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒 業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者
- 学校教育法に基づく高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令

(昭和 18 年勅令 36 号) に基づく中等学校において土木科、化学科もしく はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関す る技術上の実務に従事した経験を有する者

- (9) 学校教育法に基づく高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令 に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目もしくはこれら に相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認められる者 (使用の許可)
- **第5条** 処理場を使用しようとする者は、管理者に申請し、その許可を受けなけ ればならない。ただし、関係市町が使用する場合は、この限りでない。
- 2 管理者は、処理場の管理上必要があると認める場合は、使用を制限し、また は条件をつけることができる。

(組合が処分する産業廃棄物)

- 第6条 組合が処分する産業廃棄物は、有毒性、有害性、危険性および著しい悪 臭のないものであり、かつ、処理場の管理に支障をきたし、またはこれを著し く損傷させるおそれがなく、組合が行う一般廃棄物の処分に支障がないと管理 者が認める範囲内のものとする。
- 2 事業者は、前項の産業廃棄物を処理場に運搬するときは、あらかじめ焼却し、 破砕し、圧縮し、または切断する等管理者の指示する前処理を行わなければな らない。

(廃棄物処分手数料)

- **第7条** 管理者は、第5条の規定により許可を受けた者が処理場へ一般廃棄物の うち、管理者が定めるものおよび産業廃棄物を搬入するときは、次に掲げる額 の範囲内で管理者が定める額の手数料を徴収する。
 - (1) 重量による場合 1 キログラムにつき 20 円
 - 重量によることが実情にそわない場合 1 立方メートルにつき 6,000 円 (2)
 - 特別の取扱いを要するものまたは処理困難なもの 前2号に1点あたり

- 2,000 円を加算した額
- **2** し尿および浄化槽汚泥を搬入するときは、搬入量 180 リットルにつき 25 円の手数料を徴収する。
- **3** 管理者は、天災その他特別の理由があると認めたときは、前2項の手数料を 減免することができる。

(損害の賠償)

第8条 使用者は処理場を使用中に施設、建物または附属設備および器具等を紛失または破損したときは、その程度により管理者が定める損害額を賠償しなければならない。

(委任規定)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 60 年条例第 3 号)

この条例は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則 (平成 2 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(鯖江広域衛生施設組合し尿処理場の設置および管理に関する条例の廃止)

2 鯖江広域衛生施設組合し尿処理場の設置および管理に関する条例(昭和 58 年鯖江広域衛生施設組合条例第 23 号)は、廃止する。

(鯖江広域衛生施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 鯖江広域衛生施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 58 年鯖江広 域衛生施設組合条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成7年条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第1号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 2 号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成 18 年条例第 1 号)

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成 25 年条例第 2 号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第1号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。